

【特集】

第22回生保裁判連総会兼交流会、静岡市で開催される！

2016年の生保裁判連総会は、静岡大学（静岡キャンパス）で11月12日（土）に開催されました。

宇都宮健児弁護士（日本弁護士連合会元会長）による基調講演が行われ、静岡市稼働能力事件（エイプリルフール事件）をはじめとした各地の闘いが報告・交流されました。

今号では総会の様子をお伝えします。

【基調講演】

「公正な税制と社会保障」というテーマで宇都宮健児弁護士が基調講演されました。

貧困と格差が拡大し、過去最悪の相対的貧困率を記録しているが、その背景には脆弱な社会保障制度とワーキングプアの拡大があります。また、高齢者世帯の貧困も深刻です。貯蓄ゼロ、奨学金問題、待機児童問題など、あらゆる世帯で貧困が進行し、痛ましい事件が発生し続けています。その一方で、政府は財政難を名目に社会保障費の削減を進めています。

現在の税制が不公正であるという問題は、消費税、法人税、所得税やタックスヘイブンの問題に象徴されます。

つまり、消費税は逆進性が強く貧困と格差をさらに拡大させますし、法人実効税率の引き下げや大企業優遇措置は言うまでもありません。所属税最高税率も引き下げたり、いわゆる不労所得に関する分離課税の存在も、格差拡大の要因です。さらにパナマ文書に象徴されるタックス・ヘイブンの問題は、①富裕層、大企業の税逃れ、②中小企業や一般国民につけをまわすことの影響であり、税の公正を求める世界の市民運動の国際連帯の重要性がますます明らかになっていくといえます。

不公正税制を是正し、公正な税制を



実現すれば社会保障を充実する財源も出てくるとの結論は、とても説得的でした。宇都宮弁護士は「公正な税制を求める市民連絡会」を2015年に結成し、税制の民主化を目指して取り組んでおられます。

質疑応答では、大企業が外国に「逃げる」という言説について、現在でもさまざまな優遇措置によって法人有効税率は実質的には低く「日本の税は高い」という印象は必ずしも正しくないとの説明がありました。

また、公正な税制を求める市民連絡会は生活保護、障害者福祉、医療、年金、介護などあらゆる団体との間でネットワークを広げているとのこと。反貧困ネットワークは現在大きな壁にぶつかっているものの、たとえば奨学金問題など前進がみられる分野もあり、今後の我々の運動にかかっているとのことでした。

【特別報告】

特別報告は、その年に画期的な成果が得られた裁判、審査請求を中心に、報告をいただきました。

初めにエイプリルフル訴訟勝訴報告を、望月昭夫弁護士、植松真樹弁護士からいただきました。地裁に続き高裁でも勝利判決が出され確定しました。稼働能力活用には、「場」「意思」と「能力」が必要という判示内容を詳しく報

告いただきました。

次に春日部事件を、小林哲彦弁護士から報告いただきました。持ち家の買い換え前後を通じ保護が適用されるべきとした画期的な判決でした。

3番目は福島市奨学金事件を、関根未希弁護士が報告されました。社会の強い批判を浴び原処分は取り消されたものの国家賠償については未解決で、いよいよ大詰めを迎えているとのこと。要注目です。

4番目は、神戸・障害年金事件について、藤原精吾弁護士が報告されました。

障害者加算の認定について、年金の裁定結果によることなく「端的に証拠によって判断すれば足りる」とする判決は、硬直的な実務運用にさおさす、画期的なものでした。

最後に5番目に、福祉事務所による行動制限問題では、大阪府在住で障害を持つ60代の裁判原告の方から報告がありました。

障害年金、特別障害者手当や作業所の工賃を含めても10万円に満たず、生活保護が命綱です。現在は嚙下障害が悪化し、医療費は増えるのは当然ながら、保護費では「予防的治療」の費要は出ず医師の指示書が必要という、細かな決まりを福祉事務所が振りかざしてきており、さまざまな苦労が話されました。「そう簡単には覆せないと思うが、今までやってきたことは間違いないことだと信じている」という力強い言葉に、一同共感しました。



第1分科会「稼働能力活用」

第1分科会では、生活保護の稼働能力活用要件をテーマに、4つの事件について検討した。

(1) 立川市就労指導違反保護廃止自殺事件（田所良平弁護士）

本件では、保護廃止の前段階で保護の停止も行われているが、保護停止日（平成27年10月3日）は求職活動指示の履行期限（同年同月2日）の翌日であり、保護廃止日（平成27年1月20日）も求職活動指示の履行期限（同年同月22日）の翌日となっている。つまり、履行期限の翌日に機械的に停廃止された疑いが濃厚である。そして保護廃止通知日（平成27年1月9日）の翌日に自殺されている。

問題点としては、①生活困窮状態に陥ることが明らかな状態で保護廃止ができるのか、②弁明の機会等の適正手続きは履践されたのか（機械的に廃止していないか）、③背景の問題として、就労指導違反による保護廃止実績が毎年10数名に及んでおり、保護行政の問題があるのではないかなどが指摘された。今後、調査を継続するが、①弁明の機会供与の確認、ケース診断会議が開催されていたかどうかをさらに情報公開（黒塗りへの異議申し立ても含め）、②同じような被害事例がないかの掘り起こし等が必要ではないかなど検討した。

(2) 四日市インスリン事件（芦葉甫弁護士）

本件も稼働能力不活用廃止事件である。元ホームレスの原告（62歳）は、1年半にわたり簡易宿泊所で生活保護を利用して生活していたところ、「指導・指示に従わないため廃止（法62



条3項)により保護廃止された。保護理由は担当CWの説明では、就労指導違反だった。原告はインスリン投与を要する患者であり、保護廃止により簡易宿泊所での生活が困難となり住むところにも困り、代理人弁護士が居宅確保のため奔走せざるを得ない状況だった。3日の病院入院後、名古屋のシェルターに1カ月間だけという約束で入居でき、廃止処分取り消しの審査請求及び取消訴訟+執行停止申立を行ったところ、約2週間後に、福祉事務所は自ら原処分を取消した。ただし理由は応えていない。あまりに対応がひどいため、慰謝料の請求の国賠訴訟を提起している。本件の問題点としては、①原告は求職活動をしているのにケースワーカーが把握していなかった。このような杜撰な認識で、稼働能力不活用の認定を行っている、②廃止に至る手続きにおいても、弁明の機会は数分まで終わっており、弁明の機会の翌日付が即廃止処分が行われている。被告実施機関(鈴鹿市)の生活保護行政はひどく、国賠訴訟が4件も起こされている。

(3) 静岡稼働能力生活保護訴訟(笹沼弘志・静岡大学教授)

特別報告での弁護団の報告に補足する。まず、静岡判決は、稼働能力を判定する3要素(稼働能力、稼働意思、働く場)のうち、稼働意思について単独で必要と判示したが、東京の七夕事件判決は、原告が働くことと思つたらその意思だけで働く場があることを前提とした意思であり、静岡判決は東京判決を誤読している。東京判決はあくまで場を先に判断している。この間の一連の稼働能力に関する原告勝訴判決は、稼働能力不活用による停廃止処分の濫用の歯止めとなっていない。場がなかったら、能力、意思は問題にならず、稼

働能力不活用とはいえない」という規範が確立したとみるべきだ。

(4) 元暴力団員の保護申請却下事件(間弁護士)

暴力団についての通知は、絶縁状や破門状の提出を求めているが、いずれも組長に不義理をした場合に出されるものであるから、生活保護受給のために組が出てくれるものではない。また、本件原告は肝臓がんのため医療費は毎日6000円ほどかかっており、現在医療機関への滞納が100万円にも達している。この状態に対して、検診命令では「軽作業可」となっている。なぜ、こんな判断になるのか? 弁護士が医師に聞いたところ「診察室に歩いてきたら軽作業可」通院しているなら「軽作業可」としているという…。

原告も出席されていたが、「過去に暴力団組員であった者は全く信用されない。そこまでするか、という思いだ。また後になって軽作業可という診断が出てきている…」と話された。

現在の行政の運用は、暴力団を辞めようにも辞められなくなる。かえって暴力団への後戻りを促進することにもなりかねない。刑事政策的にも誤りだ。また、旧法にあった「素行不良な者」を生活保護から排除した経過や、生活困窮状態が認めれば保護受給権の発生が推定され、能力活用要件は権利障害規定であることを考えると、その立証は行政庁にある暴力団非該当性の証明は、原告ではなく、実施機関にあるはずという指摘があった。

## 第2分科会「福祉事務所による権利侵害」

最初に外国籍定住者の方の保護適用について、権利性の保障が極めて不十分である実情について、高員亮弁護士から報告がありました。

入管法改正によって日本が労働力受け入れ拡大を図った歴史的経緯があるにもかかわらず生活保護適用範囲が狭すぎることや、難民申請者についても生活保護適用が消極的であることが紹介され、問題点が話し合われました。さらに、日本語を解さない外国人の保護申請時における通訳人をどう確保するか等の問題も紹介されました。

次に、課長通知によって資産報告が年1回要求されることの問題点について、世田谷区福祉事務所の田川英信さんから報告がありました。改正法60条、別冊問答集の改訂などを経て着々と進められた結果とのことでした。

1年間の通帳コピーまで要求する福祉事務所がある等、度を越した運用や預貯金が発見された結果機械的に停廃止する運用があちこちで起きているようでした。

生活保護法60条は「適切に把握する」とあるだけで、原則として報告が求められるのは61条「変動があったとき」に限られるべきではないか、28条も資産申告を抽象的一般的に求めているのではない等の指摘がありました。

そもそも保護費は全て費消することは想定されてなく、保護費を貯めた預貯金は「活用すべき資産」には該当らないという最高裁判決があることや、東京都運用事例集の中でも直ちに収入認定するのは適当でない、生活基盤を回復させるために使わせるべきとして

います。年1回資産申告は良識あるケースワーカーからの懸念する声が大き

く、負担の大きさもさることながら、保護利用者に寄り添う立場が台無しになってしまい、相談してもらえなくなるといふ危惧も紹介されました。また、福祉事務所のコピー機を占領してしま

い他の部署から文句が出る等の実態も紹介されました。

その次は、別府市遊技場立ち入り調査問題で、高木佳世子准教授が報告されました。福祉事務所がパチンコ店等に立ち入りし、受給者の有無を調べ、2回見つけたら呼び出す。減額変更をしたりするなど、とんでもない運用がなされて

いました。2015年10月に発覚し、生活保護支援九州・沖縄ネットワークが反対意見書を出しましたが、25年前から年1回行ってきたようでした。別府市の保護率が33%と高めである

こと等が背景としてあるようでした。意見書では、保護受給者だというだけで市民としての自由を制限するのは不合理な差別であって、ケースワークの視点を全く欠いており指導指示は違法である、保護停止も使途の自由を侵害し、比例原則に違反し手続もめちゃくちゃで違法だとの指摘を行いました。

別府市の対応は穏やかで、60条のみで違反で停止はできないことは認識している、支援につなげる方向で考えている。勉強会をする、とのことでした。ただし、減額等ははしないが、立ち入り調査は続けるとのことでした。また、市民感覚が大事だという反応もあり、市が一般市民からの苦情電話に苦慮しているとか、別府市を励ますメールが200通以上届いている等の説明もありました。

自己決定をすることの援助をすべきという意見もある一方で、パチンコで

勝った際の収入認定を想定すれば景品交換所への立入調査は必要性がないとはいいいくいのではないかとの指摘もありました。また、そもそも依存症を生み出す遊技場を縮小させる運動が必要なのではないかとの問題提起もありました。

4点目は、特別報告に引き続き、福島奨学金問題を関根未希弁護士が報告されました。

福島市の裁判での主張は酷く、たとえばAさんが資料を提出しないのが悪い、人員が足りないなど好き放題言っているとのことでした。和解の話は出たものの、裁判官の説明では福島市は手続き違反は認識しているようであるが反省はしていないようとのこと

であり、無理に和解をしても真摯な反省や改善は得られないと判断し和解打ち切りとなり、尋問、判決に向けた動きに切り替えたとのことです。今後は

良い判決を取って福島市と交渉し、市民運動を起こし、議会に働きかけていくことが必要です。ただ、A子さん本人のプライバシーを尋問の際にどう守るか、なかなか難しい面があるとのことでした。

他方、同じケースを2度と起こさせないということを考えると、結構難しい点があります。奨学金が数ヶ月に1回出る都度申請をし、自立更生の内容を提出するのはとても煩雑です。

ケースワーカーは、シャーペン1本、ノート1冊に至るまで領収書を要求してくる。そこまでしないとけないのか。大臣裁判が出て変わっていないとのことでした。





さらに、そもそも奨学金は学業のために使うものでその認識が変われば運用も変わるかもしれない、この事件の成果として通知改正はあったが、まだまだ不十分だとの指摘もありました。

5番目も、特別報告に続いて春日部事件の勝利報告が、小林哲彦弁護士からありました。

世帯主や子どもさんの病気、体調や通院先へのアクセスから見えて買い換えは不可欠だったという事情がある事案で、さいたま市の自宅を売却し春日部に引越す際にいったん保護廃止になり、新たなマンションを売却金額とほぼ同額で購入した後申請し、保護適用は認められたもののマンションの売却指導を経て保護停止、審査請求・執行停止を行った事案です。判決は指導指示は違法とし、買い換えがやむを得ない事由、従前と同様に最低生活維持に活用、生活維持自立助長に実効があるなら資産の「活用」にあたる判断しました。

執行停止はもつと認められていい、本案ではなく裁判をしていいのかわどくかの問題だ、生活できなくなれば福祉事務所に従わなければならなくなることでした。

質疑応答ではこれらの事例をもとにさまざまなことが話し合われました。

収入認定除外の問題では、原発の補償金も収入認定していた時期があるとの紹介や、生保対策全国会議の運動等で運用が変えられていったこと、阪神淡路大震災の際にはもつと厳しい運用だった、これが奨学金にも反映したのではないかとの報告がありました。

また、福祉事務所は監査を怖がっているのではないかと、とにかく領収書がないと何を言われるか分からないという姿勢があるのではないかと、123号通知以降監査の厳しさは増すばかりで挙証資料を強く要求するようになったと、とりわけ近年では厚労省監査に加えて会計検査院の監査もなされるようになり、監査に敏感な自治体の過剰反応がみられるようになったとの指摘もありました。

また、改正生活保護法28条については、報告がない場合に弁明なしに廃止できることとされ、検診命令拒否と同じ扱いになったが、法改正の時この条文だけは厚労省から全く説明がなかったとのことや、行政手続法の考え方からしたらおかしいが適用除外になっている等の報告がありました。

さらに、別府市の問題では一般的に違法とされない行為が受給者なら問題とされることに問題があるのではないかと指摘もありました。

過剰なギャンブルについては依存症として援助の対象とすべきであり、たとえばスウェーデンではチームを作って援助しているそうです。他方で保護利用者はたばこや酒、外食でも非難される。支援する側からも非難されることがあり、絶対的貧困の考え方が蔓延しているとの指摘もありました。

最後に助言者の尾藤弁護士が、これらの報告の背景には、色んな形で適正化政策が入り込んでいて、色んな形で現れているのであって、裁判所の理解や国民全体の議論をどうやって求めていくかが肝心だとまとめられました。また、若い弁護士が正義感と情熱を持

って取り組んでいる状況は、嬉しい、喜ばしい今年の特徴であるとのことでした。



### 第3分科会「生活保護基準引き下げ」

第3分科会では、「生活保護基準引き下げ訴訟をたたかい抜く」として、全国状況（吉田雄大弁護士）や地元静岡の取り組み（大橋昭夫弁護士）、さらには総会直前に最高裁不当決定が出された生存権裁判兵庫訴訟の報告（藤原精吾弁護士）、そして福祉事務所による行動制限問題（大阪訴訟当事者）の4つをテーマに、話し合われました。

基準引き下げ訴訟は、全国27地裁でたたかわれ、900名を大きく超える原告が立ち上がっています。各地の弁護士会議とあわせ、5班にわかれての会議も頻繁に開かれています。そしてついに11月7日、「いのちのとりで裁判全国アクション」設立記念集会在11月7日、衆議院議員会館で開かれ、全国組織が立ち上がったそうです。

静岡訴訟は当事者、支援者、学者そして弁護士が一丸となって、充実した取り組みを続けています。静岡大・上藤教授にQ&Aの欺瞞をわかりやすくご説明いただいたほか、原告の方々の懸命な暮らしぶりに、一同聞き入っていました。

原告の行動制限問題では、特別報告に引き続き暮らしぶりを報告されたほか、「引き下げアカン」大阪訴訟の取り組みについてもご報告いただきました。原告相互の交流の工夫やわかりやすい裁判の工夫など、参考になるお話しが満載でした。

しが満載でした。

最後に生存権兵庫事件最高裁については、憲法判断の不当な回避であり落第に等しい白紙答案であること、とはいえ生活保護基準の切り下げが社会保障に関する制度後退禁止原則との関係で問題ありとする大阪高裁判決がそのまま維持されたことは、今後大いに活用できる遺産であるとの報告がなされました。



## 各地の闘いの報告

生活保護基準引き下げ違憲訴訟の全国状況（2017年2月現在）

2013年8月からの生活保護基準引き下げは、3年にわたって最大10%もの金額が引き下げられるというものです。

これに対し、1万人を超える人々が立ち上がり、審査請求を行いました。

その審査請求の結果を受けて、2014年2月に佐賀から始まった生活保護基準引き下げ違憲訴訟は、2017年1月に提訴した青森まで今や29地裁、900人を超える人が提訴するに至りました。

全国の弁護士連絡会も年に数回開かれ、各地の状況を共有しています。CPIといった統計学の専門的論点についても、学者に来ていただいて勉強会をしたりしています。また、共通書面を作成したり、証拠を共有したりと連携して戦っています。

支援する会も各地に広がり、提訴していないところでも結成されています。2016年11月には、「いのちのとりで裁判全国アクション」が設立され、全国的に団結して基準引き下げに対し対抗することとなりました。

先の、老齢加算、母子加算削減の訴訟は、2005年4月に京都で提訴し、2016年11月に兵庫訴訟で最高裁上告棄却・不受理決定がなされるまで、11年以上戦いました。2010年6月には福岡高裁で逆転勝訴判決がなされました。一連の訴訟の中で、これが唯一の勝訴判決でしたが、最高裁で破棄され、全ての訴訟で敗訴が確定しました。

しかし、これはただの敗れたということではなく、そこで培った運動が現在の支援する会につながっていたり、当時の議論、到達点が現在の引き下げ訴訟に活かされたり、反省を踏まえて全国的連携も組織的になされていたりしています。原告数も弁護士も、当時とは比べものにならないくらい大きくなりました。今回は、手探りの戦いではなく、経験を活かした主戦場の戦いをしていこうといひです。

全国の連携が活かされたといえ、2016年3月、金沢地裁で忌避が認められたということが挙げられます。

さいたま地裁で国側の指定代理人をしていた裁判官が、金沢地裁に異動したのですが、裁判所は、「通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができない」との疑念を抱かせると十分であり、「このような懸念は「事件との特別な関係を有する」という客観的事情に基づくものである」と判断し、この裁判官を担当から外しまし



た。

裁判官の異動の情報は、全国弁護士が連携して初めて気付くことができた。さいたま地裁で国側代理人として中心を担い、国側の書面を作成していた裁判官が裁判を行ったところで、公正で客観性が期待できるとは到底思えません。裁判の進捗の程度の問題はあるものの、国の意向を受けているとはいえず、自分で書いた書面を憲法違反であると書けるとは到底思えません。妥当な判断がなされたと思えますし、本当に全国で連携して気付けて良かったと思います。

まだまだ基準引き下げ違憲訴訟は続きます。皆さんのご理解、ご支援のほどお願いいたします。



## 生存権裁判・青森で2017年1月27日裁判提訴！

「もう黙ってはいられない」、「生存権裁判を9年闘いぬいた原告の思いを引き継ぎたい」と、青森県の4人の原告が、今年1月27日、新裁判を提訴しました。全国で29自治体目です。

「青森生存権裁判」は昨年2月、最高裁で敗訴（門前払い）しました。私たちは怒りと悔しさを、このまま引き下がることはできない」という思いを絶やさないため、支援する会の事務局を「生活保護費減額処分取り消しを求める裁判」の準備会として残り、毎月会議を開き裁判提訴の準備を進めてきました。

原告を決議してくれた人の気持ちになえないよう激励を続けながら、「生存権裁判」の元原告をいたわりながら、

支援団体との連帯を保ちながら1年間大切に準備を進めました。「生存権裁判」の闘いの誇りと確信、教訓があつたからこそ次の裁判闘争の展望が持てました。

弁護団は、「青森生存権裁判」の際生活保護利用者がおかれている厳しい実態を受けとめ、原告を温かく見守りながら、私たち支援者の運動を励まし導いてくださった力強い4人の弁護団です。

提訴後の記者会見で、青森の神覚さん（61歳、原告団長）は、「元に戻してほしい、それだけです」と、静かに、八戸の川森れいさん（77歳）は、「亡くなった兄に線香をあげるために、1か月食事を納豆だけにして電車賃をためた。苦しくて」と、より生活が困窮している実態を切々と訴えました。

翌28日は、「いのちのとりで裁判あおりアクション」結成総会。井上英夫全国アクション共同代表の講演で始まり、会長に大竹進さん（県社会保障推進協議会会長）、事務局長に工藤詔隆さん（県医労連書記長）、諸団体から役員が選出され、新体制がスタートしました。

感動的なドラマもありました。24時間前の記者会見の際、顔も名前も伏せていた八戸の原告の郡川恵美子さん（64歳）が、意を決して堂々と顔も名前も公表。3人の原告と共に笑顔で壇上上がりしました。真冬の厳しい寒さと雪の中、県内各地から集結した「生存権裁判」元原告や現在係争中の「青森年金裁判」の原告、労働組合、青生連など117人の参加者から激励と連帯の拍手が送られました。

総会後は77人で懇親会。地域連絡会や団体、各生健会の代表の激励や歌声など、原告を囲んで楽しい時間を

過ごしました。新原告は、こんなにたくさんの人たちが集まってくれ、心強く感じた」、「展望が持てた。青森らしく楽しく裁判闘争したい」と力強い声が寄せられました。



## 過誤払い保護費に対する63条返還処分取消訴訟 勝訴判決報告

2017年2月1日、東京地裁民事3部は、約60万円の過誤払い保護費について福祉事務所がおこなった返還処分を取り消す判決を言い渡しました。

### 1 事案概要

女性は、夫のDV被害を受けて離婚したことを機に、生活保護の受給を開始し、直後から児童扶養手当を収入申告していました。ところが東京都直轄のA福祉事務所が、1年3ヶ月にわたって収入認定漏れを続け、加えて冬季加算を4月にも支給し、結果として約60万円もの過誤払いが生じました。手当の申告を行っていたことや、ただでさえ少ない保護費で生活することに精一杯であったこともあり、女性は過誤払いが生じていることには気付かず全額を子どもの養育費等に費消していました。

福祉事務所は、女性の担当ケースワーカーの交替に際して過誤払いに気付くや、その直後、返還免除を求める女性の意向を無視して、過誤払い保護費全額の約60万円について返還処分を強行しました。

この処分に対して、審査請求、再審査請求がいずれも棄却されたことから、2015年10月21日に処分取消を求めて東京地裁へ提訴したのが本訴訟です。

### 2 判決要旨

判決は、「資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される」と判示し、63条の返還処分よりも最低生活保障が優先することを明らかにし、収入・資力がなく場合には返還額を0円と決定することも認められることを正面から認めました。

その上で、「本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によっても求めることが原告に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か：等についての具体的な検討をした形跡は見当たらない」とし、返還処分をしてもなお原告が最低限度の生活を営むことができるかが、返還額決定にあたって不可欠の考慮要素となることを明らかにしました。

また判決は、「過誤に係る職員に対する損害賠償請求権の成否やこれを前提とした当該職員による過支給費用の：負担の可否についての検討が不可欠」であるとも述べ、過誤払いの責任を当然に保護利用者に転嫁することは許されないことを明らかにしました。

以上の検討を踏まえ、本判決は、これらの要素を検討しない本件処分を取り消しました。

3 今後のたたかひに活かすべき判決の意義

このように63条返還よりも最低生活保障が優先することを明確にした点で本判決は極めて画期的です。この判決に従えば、収入が保護費しかなく、資力もない場合には、福祉事務所は63条返還処分を行うことはできず、返還額を0円としなければならないこととなります。

本判決は、昨今頻発している過誤払い保護費に対する返還処分を跳ね返すとともに、1980年代以前の返還額0円決定運用を取り戻し、これを定着させるために大きな武器となるものと確信します。

### 4 最後に

本訴訟は、東京都生活と健康を守る会に支援をしていただき、支える会も結成されました。毎回の法廷には傍聴者は約30名に及び、判決までに約3300筆の署名を裁判官の下に届けました。また、尾藤先生をはじめ生活保護裁判連絡会の先生方にもご助言いただくとともに、吉永先生にはケースワーカーの実務的な観点から本件福祉事務所の杜撰さを浮き彫りにするとともに、全国の裁決例からも本件が取り消されるべきことを説得的に論ずる意見書を作成していただきました。この場をお借りし、御礼申し上げます。

本稿執筆時の2月14日現在も控訴期間中であり、全国から控訴断念のFAX要請運動を展開しています。勝利を確定させるまで、引き続き全力を尽くしますので、引き続きのご支援を宜しくお願い申し上げます（弁護団は佐藤宙弁護士と当職です）。